

日本ボールルームダンス連盟東北ブロック規約

平成26年5月25日施行(一部改正)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益財団法人日本ボールルームダンス連盟(以下「連盟」という)東北ブロック(以下「本ブロック」という)と称する。

(事務局)

第2条 本ブロックは、事務局を会長の指定したところに置く。

(目的)

第3条 本ブロックは、連盟・寄付行為第3条の定める目的達成のため、次条に定める事業を行うと共に、第5条に定める各県を管轄し、会員相互の質の向上と連絡調整を計ることを目的とする。

(事業)

第4条 本ブロックは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 連盟・寄付行為第4条に定める事業並びに連盟が行う事業への協力。
- (2) その他、本ブロックの目的を達成するのに必要な事業

(管轄)

第5条 本ブロックは、次の6県を管轄する。

青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県

第2章 会員

(構成)

第6条 本ブロックは、第7条に定める会員により構成する。

(会員の種類)

第7条 本ブロックの会員は、正会員、登録会員、名誉会員、賛助会員とする。

- | | |
|----------|------------------------|
| (1) 正会員 | 本ブロックの管轄支局に所属する連盟の正会員 |
| (2) 登録会員 | 本ブロックの管轄支局に所属する連盟の登録会員 |

- (3) 名誉会員 本ブロックに特に功労のあった会員又は学識経験者で、本ブロック理事会において推薦された者
- (4) 賛助会員 連盟及び本ブロックの目的に賛同し、事業の推進を援助する意志を有する者で、本ブロック理事会において推薦された者

2. 前項の規定にかかわらず、各県が認める者。

(入会金および会費)

第8条 会員は、別に定める入会金および会費を期限内に納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 禁治産または準禁治産の宣告を受けたとき
- (3) 死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(拠出金品の不返還)

第10条 会員が資格喪失をした場合又は、除名された場合には、既納の会費、その他拠出金品はいかなる理由があっても返還しないものとする。

また、当該会員が本ブロックにすでに負担している義務は、これを免れる事はできない。

第3章 役員

(種類および定数)

第11条 本ブロックに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 23名以内(会長、副会長を含む)
- (4) 名誉理事 若干名
- (5) 監事 2名

(選任等)

第12条 理事は、各県代表3名(原則として連盟長・アスリート協会長・PDI協会長)をもつ

てこれにあてる。

- 2 前項の規定に関わらず、第5項に規定する各部長に充てる人材を必要とする場合は、理事会において、若干名の理事を会員の中から追加選任することができる。
- 3 会長は理事会において選任する。
- 4 副会長は理事の中から会長が指名する。
- 5 資格審議部長、競技部長、事業部長、総務部長、審査部長は理事会により選出する。
- 6 同一県から選任できる理事は4名以内とする。
- 7 会長および副会長は原則として同一県より選任しないものとする。
- 8 名誉理事の選任規定は別に定める。
- 9 監事は総会において選任する。
- 10 理事及び監事はこれを兼ねることができない。

(職務)

第13条 会長は、本ブロックを代表し、本ブロックの業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときには会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し本ブロックの業務を分掌する。
- 4 名誉理事は、会長が必要としたとき、理事会に出席して意見を述べることが出来る。
- 5 監事は、本ブロック内の会計及び業務の監査にあたるものとする。監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

(任期)

第14条 本ブロックの役員の任期は2年間とする。但し再任を妨げない。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は前任者または現任者の残存期間とする。

- 2 会長の任期は、3期・6年を限度とする。
- 3 役員が、その任期中に退任した場合、本ブロックの運営に支障のないときは補充しないことができる。

(解任)

第15条 本ブロックの役員として、ふさわしくない行為があったときは、理事会の議を経て、総会において出席者の3分の2以上の議決により、役員を解任することができる。

- 2 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるときについても、前項による。
- 3 前2項に定める議決を行なうに際しては、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第16条 役員は無給とする。但し、常勤の役員は有給とすることができます。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(顧問・相談役)

第17条 本ブロックに、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会で推薦し総会の議を経て、会長が委嘱する。

(顧問・相談役の職務)

第18条 顧問・相談役の職務は、次の通りである。

(1) 顧問 本ブロックの業務に関する重要な事項について会長に建議又は、会長の提示問題に応じ助言する。

(2) 相談役 会長の業務に関する重要な事項につき、会長の相談に応じる。

第4章 総会

(種別)

第19条 本ブロックの総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、本ブロックの理事及び代議員をもって構成する。

2 代議員の選任に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(機能)

第21条 総会は、下記に掲げる事項について審議案件とする。

- (1) 事業経過報告と承認に関する事項。
- (2) 収支決算報告と承認に関する事項。
- (3) 事業計画案の報告と承認に関する事項。
- (4) 予算案の報告と承認に関する事項。
- (5) 規約に関する事項。
- (6) その他本ブロックの運営に関する重要な事項。

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回5月末日までに開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が総会の招集決議を行ったとき、又は会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示した書面により請求があったときに開催する。
- 3 第13条5項の規定により、監事から召集の請求があった場合においても前項の規定を準用する。

(招集)

第23条 総会は、会長がこれを招集する。

- 2 総会の招集は会議の目的事項、日時及び場所を示して開催日の14日前までに、代議員に通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第25条 総会は、代議員総数の3分の2以上(委任状を含む)の出席がなければ、開催することはできない。

(委任状及び委任)

第26条 やむを得ない事由で総会を欠席する代議員は、委任状を提出し他の出席代議員に、審議案件を委任することができる。

- 2 委任状は、代議員本人の記名、押印したものを会長宛に提出しなければならない。出席代議員1名につき、委任状は2通までとする。その場合、審議案件に対し表決権行使することはできない。
- 3 この場合前条の適用については、出席した議員とみなす。

(議決)

第27条 総会の議決は、別に定める場合を除き、表決権を有する出席者の過半数により決する。可否同数の場合は議長が決するところとする。

(表決権)

第28条 総会における構成員の表決権は、それぞれ1個とする。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 代議員の現在数、出席者数および出席者氏名(書面表決者および表決委任者の場合に当たっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項および議決事項
- (4) 議事の経過およびその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。但し、場合によっては省略することができる。

(議案の制限)

第30条 会議においては原則として、あらかじめ通知した議案以外の事項を、議決することはできない。ただし、書面によって提出され、次項に掲げる手続きを経たものについてはその限りでない。

2 議案の上程については、総会においては代議員の、理事会においては理事の、それぞれの現在数の3分の2以上が出席し、その2分の1以上の同意を得たときはこれを認める。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第32条 本ブロック理事会は、次に掲げる事項を審議案件とする。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項。
- (3) 総会の議決によって理事会に委託された事項。
- (4) 連盟・評議員及び各委員会の委員推薦に関する事項。
- (5) 各県ボールルームダンス連盟(以下「各県連盟」という)及び地方組織に係わる業務。
- (6) その他本ブロック業務の執行に関する事項。

(開催)

第33条 理事会は会長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により召集の請求があったときに開催する。

(招集)

第34条 理事会は、会長がこれを招集する。

- 2 理事会の招集は会議の目的事項、日時及び場所を,示して開催日の14日前までに、構成員に通知しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長または会長が指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の現在数の3分の2以上(委任状を含む)の出席がなければ、開催することはできない。

(委任状及び委任)

第37条 やむを得ない事由で理事会を欠席する場合には、委任状を提出し他の出席理事に、審議案件を委任することができる。

- 2 委任状は、理事本人の記名、押印したものを作成し提出しなければならない。その場合、審議案件に対し表決権を行使することはできない。
3 この場合前条の適用については、出席したものとみなす。

(議決)

第38条 理事会の議決は、表決権を有する出席者の過半数により決し、可否同数の場合は、議長が決するところとする。

(表決権)

第39条 理事会における理事の表決権は、それぞれ1個とする。

(議事録)

第40条 理事会の議事録及び議事録署名人については第29条の規定を準用する。

第6章 部会

(部会設置)

第41条 本ブロックに次の部会を置く。

- (1) 総務部

- (2) 事業部
- (3) 競技部
- (4) 審査部
- (5) 資格審議部

第7章 その他の会議

(その他の会議)

第42条 必要に応じ、総会・理事会・部会以外に会議を開催することができる。

第8章 財産および会計

(財産の構成)

第43条 本ブロックの財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 各県連盟分担金
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金
- (4) 事業収益金
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第44条 本ブロックの資産は、理事会の定める方法により会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第45条 本ブロックの事業遂行に要する経費は、前条の財産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第46条 本ブロックの事業計画及び予算案は、毎会計年度ごとに会長が作成し理事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第47条 会長は、理事会の議を経て、予算成立までの間前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および決算)

第48条 本ブロックの事業報告及び収支決算書は毎会計年度終了後、貸借対照表、財

産目録及びその他の財務諸表を会長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議を経て総会の承認を得なければならない。

(特別会計)

第49条 本ブロックは、必要があるときには総会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(長期借入金)

第50条 本ブロックが資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(会計年度)

第51条 本ブロックの会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終了する。

第9章 規約の変更および解散

(規約の改正)

第52条 本規約は、総会構成者数の2分の1以上(委任状を含む)が出席した総会において、出席者数の3分の2以上の同意がなければ改正することはできない。

(解散)

第53条 本ブロックの解散は、総会構成者数の2分の1以上(委任状を含む)が出席した総会において、出席者数の3分の2以上の同意がなければ解散することはできない。

(残余財産の処分)

第54条 前条の規定により本ブロックが解散する場合の残余財産の処分は、総会において決定する。

第10章 事務局

(事務局)

第55条 本ブロックに事務局を設置し事務全般業務を行うものとする。その職制及び就

業規則等の運用規定は、別に定めるものとする。

第11章 補則

(補則)

第56条 この規約に定めるもののほか、本ブロックの運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(付則)

1. この規約は平成19年2月4日より施行する。(平成19年2月4日規約制定)
2. この規約は平成21年4月4日より施行する。(平成21年4月4日一部改正認可)
3. この規約は平成22年5月9日より施行する。(平成22年5月9日一部改正認可)
4. この規約は平成23年5月8日より施行する。(平成23年5月8日一部改正認可)
5. この規約は平成26年5月25日より施行する。(平成26年5月25日一部改正認可)